

「循環型社会形成推進基本法」

廃棄物に係る近年の問題としては、地球温暖化対策の一環としての循環型社会の形成に向けた施策、ダイオキシンの削減に向けた施策が次々に打ち出されてきた。ダイオキシン対策については、平成 14 年末を目標として、施策が打たれてきており、残すのは廃棄物処理の広域化である。このため、ここで関連するのは、循環型社会の形成に向けた基本法として「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 5 月成立)が制定された。この法律の循環型社会のイメージは次図のようなものである。

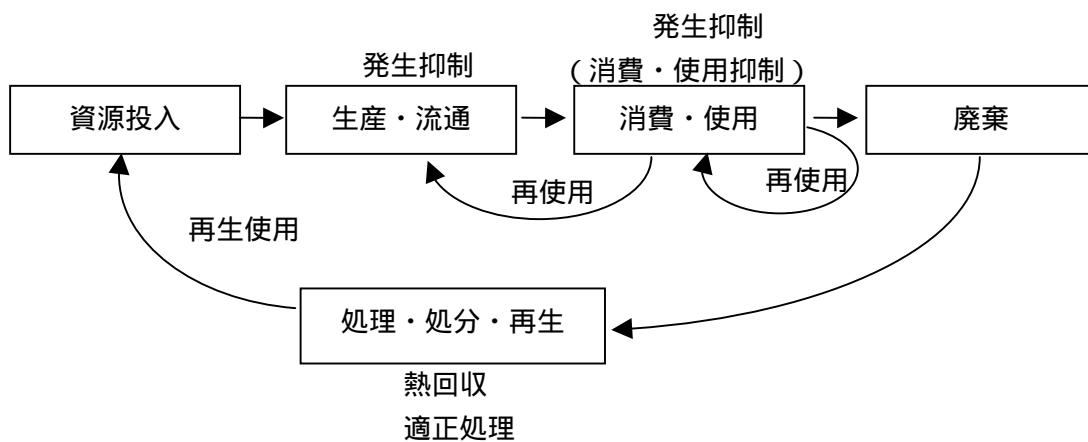
廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付け、処理の優先順にを法定化し、その順位を次のように定めた。

- 発生抑制
- 再使用
- 再生利用
- 熱回収
- 適正処理

国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化した。

政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定する。

循環型社会の形成のための国の施策を明示する。



図．資源循環フローと循環型社会形成のための方策

注：各種資料により(株)エックス都市研究所作成